

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年3月28日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と南関町（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の3の表雇用の促進の項甲の役割の欄及び乙の役割の欄中「情報交換」を「情報発信など」に改める。

別表第1の4の表取組事項の欄中「環境保全活動」の次に「及びワンヘルス」を加え、同表取組内容の欄中「CO2の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る」を「福岡県等と連携し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守る「ワンヘルス」の考え方への理解を深め、圏域全体での取組につなげる」に改め、同表甲の役割の欄及び乙の役割の欄中「再生可能エネルギー等の利用に向けた」を「ワンヘルスの理解増進に資する」に改め、同表に次のように加える。

空家等対策の推進	圏域内の特定空家等や管理不全空家等の対策について、情報共有・意見交換会、研修等を行い、除却、利活用等による各自自治体の空家等対策の推進を図る。	乙と連携して、空家等対策の情報共有・意見交換会、研修等の企画及び運営を行うとともに、拡充して取り組む対策事項を共有し、検討を行う。	甲と連携して、空家等対策の情報共有・意見交換会、研修等を協力して実施するとともに、拡充して取り組む対策事項を共有し、検討を行う。
----------	---	---	--

別表第2の3の表取組事項の項の次に次のように加える。

結婚サポートの連携強化	少子化の要因でもある晩婚化や未婚の増加を防ぐため、出会いの場等を提供し、圏域内の結婚をサポートする。	出会いの場の機会となるイベント等を実施する際には、乙と連携し、互いに広報協力を行う。	出会いの場の機会となるイベント等を実施する際には、甲と連携し、互いに広報協力を行う。
移住・定住の促進	圏域の魅力や住みやすさ、移住・定住に向けた支援策等の情報発信、移住相談対応等における連携を推進することにより、圏域全体の移	乙と連携し、圏域の魅力や住みやすさ、移住・定住に向けた支援策等の情報発信、移住相談対応等を実施する。	甲と連携し、圏域の魅力や住みやすさ、移住・定住に向けた支援策等の情報発信、移住相談対応等を実施する。

	住・定住人口の増加及び若年層の圏域外への転出の抑制を図る。	
--	-------------------------------	--

別表第2の4の表安心・安全情報システムの運用の項を削り、危機管理体制の強化の項の次に次のように加える。

流域治水の推進	気候変動の影響により雨の降り方が変化し、頻発化・激甚化する中、浸水被害の軽減による災害に強いまちづくりを進めるため、流域治水の取組を推進する。	甲が実施している取組内容や進捗状況を南筑後圏域流域治水協議会で共有し、河川管理者である福岡県及び乙と連携し、計画的な事業の推進を図る。	乙が実施している取組内容や進捗状況を南筑後圏域流域治水協議会で共有し、甲と連携して計画的な事業の推進を図る。
---------	---	---	--

別表第2の4の表業務効率化の推進の項取組内容の欄中「ICT」を「デジタル技術」に改め、同項甲の役割の欄中「他自治体」を「乙と連携し、他自治体」に、「圏域内で情報交換等」を「情報交換や勉強会等」に、「ICT」を「デジタル技術」に改め、同項乙の役割の欄中「他自治体」を「甲と連携し、他自治体」に、「ICT」を「情報交換や勉強会等を行い、デジタル技術」に改める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月10日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
(代表者) 市長

乙) 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地
南関町
(代表者) 町長